

## 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報分析会議設置要綱

(平成30年4月19日制定)

(設置趣旨)

第1条 国は、発達障害者支援法（法律第167号）第21条において、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものと規定されている。ついては、国民に対する普及および啓発に資する取組等を検討するため、国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部 発達障害情報・支援センターに発達障害情報分析会議（以下「情報分析会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 情報分析会議は委員20名（うち外部委員15名）以内で構成する。

2 外部委員は、発達障害に関する学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、総長が委嘱する。

3 情報分析会議に委員長を置き、発達障害情報・支援センター長の職にある者をもって充てる。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 外部委員は、非常勤とする。

(議長)

第4条 情報分析会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代行する。

(審議事項等)

第5条 委員長は、情報分析会議に次に掲げる事項について意見を求め、課題を審議する。

(1) 発達障害の国民に対する普及及び啓発に関する事項

(2) 発達障害の専門的知識を有する人材の確保等に関する事項

(3) 発達障害の調査研究に関する事項

(4) その他、必要と認める事項

2 情報分析会議は、年に1回以上開催するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、第2条の規程による委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見又は説明をきくことができる。

(議事録)

第6条 情報分析会議における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(作業部会の設置)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、情報分析会議に諮って作業部会を設置することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、情報分析会議の運営に関し必要な事項は、委員長が情報分析会議に諮って定める。

(事務局)

第9条 情報分析会議の庶務は、企画・情報部 発達障害情報・支援センターにおいて総括し、処理する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。